

# 宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(概要)

- 新たな外国人材受入れのための在留資格の創設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が平成30年12月に成立し、一部の規定を除き平成31年4月より施行される。
- 宿泊分野は、新たな在留資格「特定技能1号」の対象分野の1つとされており、分野ごとに、制度の運用に関する方針を定めることとされている。

## 1 生産性向上や国内人材確保のための取組

### (生産性向上のための取組)

- マルチタスク化の推進、スタッフの技能向上、スキルマップの作成等による業務効率化等に取り組んでいる。また、ワークショップやセミナーの開催等を通じ、好事例を全国へ展開。これらの取組により、過去5年間の年平均生産性向上率は2.8%と、全産業平均を大きく上回る状況。

### (国内人材確保のための取組)

- 女性のキャリアアップを促進する教育研修制度の確立や高齢者が働きやすい勤務体系の導入、休館日の導入、有給休暇完全消化の徹底等の労働環境の改善に取り組んでいる。

## 2 受入れの必要性

- 近年の訪日外国人旅行者の増加や、2020年4,000万人、2030年6,000万人の政府目標達成に向けた宿泊需要に対応するため、全国にわたり、宿泊分野の人材確保が必要不可欠。
- 現時点で既に約3万人の人手不足が生じているものと推計。さらに、今後の訪日外国人旅行者の増加等に伴い、5年後(平成35年)までに全国で10万人程度の人手不足が生じる見込み。

## 3 受入れ見込み数

- 今後5年間で最大2万2,000人の受入れを見込み、これを5年間の受入れの上限として運用。
- 毎年2.8%程度の生産性向上を図るとともに、国内人材の確保のための取組により労働効率化(5年間で5万人程度)及び追加的な国内人材の確保(5年間で3万人程度)を行ってもなお不足すると見込まれる数を上限として受入れ。

## 4 1号特定技能外国人が従事する業務

- フロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務

## 5 特定技能所属機関に対して特に課す条件

- 旅館・ホテル営業の形態かつ以下の条件を満たすこと
  - ・ 旅館業法に規定する「旅館・ホテル営業」の許可を受けていること
  - ・ 風俗営業法に規定する「施設」に該当しないこと
  - ・ 特定技能外国人に対して風俗営業法に規定する「接待」を行わせないこと
- 国土交通省が設置する協議会の構成員となり、協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 国土交通省等が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。  
等

## 6 特定技能外国人が大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

自治体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は以下の措置等を講ずる。

- 地域における人手不足の状況について、協議会等の場を活用して、定期的な把握を行う。
- 本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知し、各地域の宿泊施設による生活支援の充実を促す。
- 地域の宿泊施設から送出し国に対し、地域の魅力や受け入れ環境についての情報発信を促す。